

I 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1-1. 計画の必要性

本市における生活排水は、公共下水道を主体に処理を行い、下水道供用開始区域外をはじめ、区域内における下水道未水洗化のし尿及び浄化槽汚泥等についても終末処理場である二見浄化センターにおいて適正に処理を行っています。

今後も継続した生活環境の保全を図っていくには、生活排水の適正な処理に努める必要があります。

本計画は、前計画策定から5年が経過したことから、これまでの施策を見直し、計画的な施策の推進を図るため、生活排水処理計画の策定を行うものです。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、「総合計画」及び「環境基本計画」を上位計画とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定を受けた計画として位置づけ、「明石市生活排水処理計画」^(注1)及び「明石市公共下水道事業計画」^(注2)との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における生活排水処理計画を計画的に推進するための方針を定めたものです。

(注1) 兵庫県生活排水対策事業を実施するため、兵庫県内の市町から提出された資料に基づき、県が平成3(1991)年度に策定した計画であり、その後、明石市において令和3(2021)年度に令和6(2024)年度までの計画として見直しを行ったものです。

(注2) 「明石市公共下水道事業計画」は、下水道法に基づき策定されています。この計画には、「下水道処理人口普及率を100%へ近づける」ことが、目標として掲げられています。

2 計画の目標年度

2-1. 計画目標年度

計画の目標年度	令和 13(2031)年度
---------	---------------

- (1) 本計画における目標年度は、令和 13(2031)年度とします。
計画期間は、令和 4 (2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間とします。
- (2) 計画の諸条件が大きく変化した場合は、適宜見直しを行います。

2-2. 計画の構成

本計画は、「基本理念」とその実現に向けた 3つの「基本方針」、その「基本方針」に対して、5つの「基本施策」から構成しています。

II 生活排水の現状

1 生活排水の現状

1-1. し尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数

本市におけるし尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数は、公共下水道の整備や普及に伴い、減少傾向を辿っています。

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までのし尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数を表2-1及び図2-1に示します。

表2-1 し尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数

項目\年度	単位	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
し尿汲取り便槽	件	1,018	895	770	719	655
浄化槽	件	253	242	227	222	214
みなし浄化槽	件	1,343	1,261	1,150	1,072	1,026
合計	件	2,614	2,398	2,147	2,013	1,895

備考) 各年度3月31日の設置件数です。

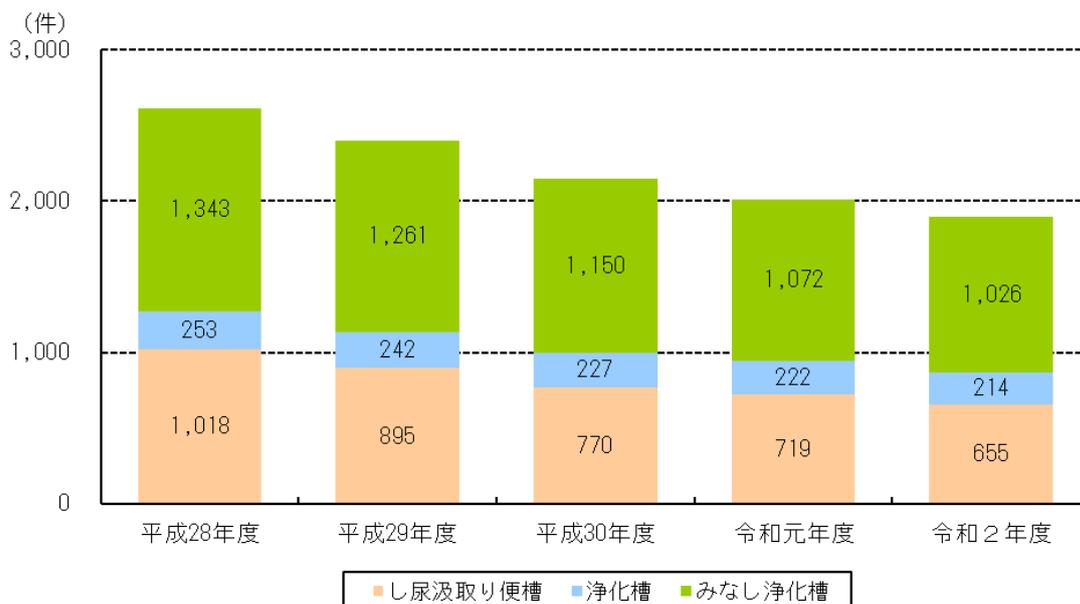
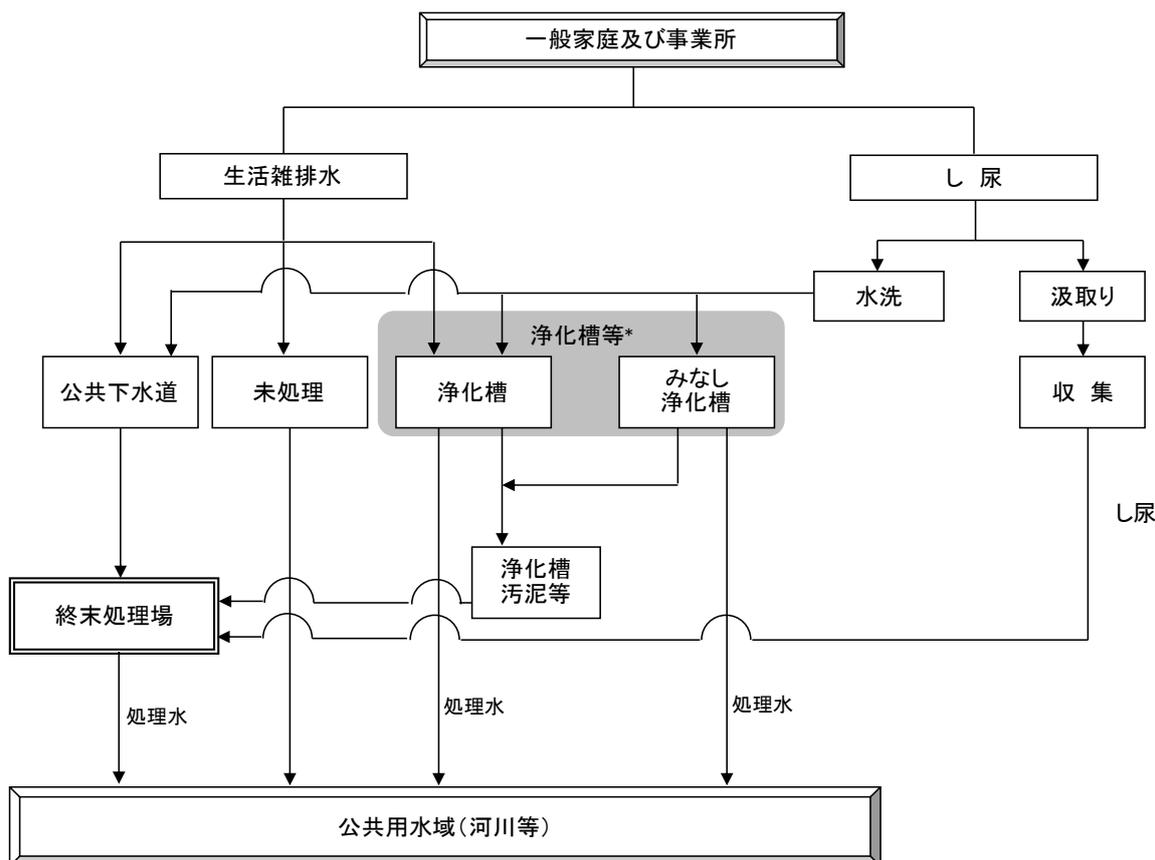


図2-1 し尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数

1-2. 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理については、公共下水道を中心とした整備を進めていますが、市域の一部では未整備の地域もあります。下水道未水洗化の家庭、事業所等から収集されたし尿及び浄化槽汚泥等については、公共下水道の整備が進み汚泥量が減少したため、汚物処理場を廃止し、平成23(2011)年4月から二見浄化センターで処理を行っています。

し尿及び浄化槽汚泥等の処理の流れを図2-2に示します。



* 浄化槽等には、ディスポーザー排水処理システムを含みます。

図2-2 し尿及び浄化槽汚泥等処理の流れ

1-3. し尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬の現状

し尿の収集運搬については、本市全域を2社による委託で行っています。また、浄化槽汚泥等の収集運搬については、許可業者により対処しています。

2 現状の問題点と課題の抽出

本市のし尿及び浄化槽汚泥等の発生量については、公共下水道整備の進展により、大きく減少しており、今後はさらに減少すると予測されます。

本市では、このような発生量の減少に対応して、し尿及び浄化槽汚泥等を二見浄化センターに直接投入することで効率的な処理を図っていますが、し尿収集運搬については引き続き合理的な体制を整備し、適正かつ効率的な運営に努めなければなりません。

- (1) 下水道の進捗に伴い、し尿収集対象家庭等は減少しています。効率性と経済性が確保したし尿収集運搬体制を確立していますが、全市的に分散化傾向にあるため、収集効率が低下しています。
- (2) 浄化槽が適正に管理されずに使用された場合は、不適切な水質の処理水が、公共用水域へ放流され環境負荷を大きくすることになります。

浄化槽の設置基数は減少していますが、浄化槽の機能を最大限に発揮させるための適正な維持管理を推進し、浄化槽管理者への指導を徹底していく必要があります。

III 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針

1-1. 基本理念

本市の生活排水処理に関しては、公共下水道の整備を主体として、下水道供用開始区域外及び区域内の下水道未水洗化の生活排水について、適正に処理することを基本理念とします。

また、明石市環境基本計画に掲げる環境像を受けて、「恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし」を目指し、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の理念を次のように定めます。

基本理念
公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし

1-2. 基本方針

本計画において掲げる基本理念の実現に向け、基本的な方針を以下に定めます。

また、今後の生活排水処理は、基本方針に基づき推進していくこととします。

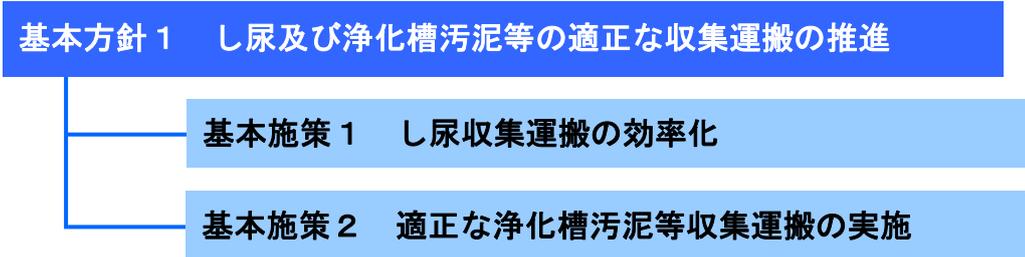
基本方針 1 し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬の推進

基本方針 2 浄化槽等の適正管理の推進

基本方針 3 し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理の推進

2 生活排水処理基本施策

基本理念の実現に向けて、主軸となる施策を基本施策として定めます。
なお、3つの基本方針に対し、5つの基本施策を設定しました。



(1) し尿の適正な収集運搬の実施

し尿収集量及び収集人口については、今後も減少傾向が見込まれるため、現在の委託業者による収集運搬を継続することで、適正な収集運搬の実施を推進していきます。

(2) 浄化槽汚泥等の適正な収集運搬の実施

浄化槽汚泥等については、今後も、公共下水道の整備により浄化槽設置人口の減少が見込まれるため、現在の許可業者による収集運搬を継続することで、適正な収集運搬の実施を推進していきます。

基本方針2 浄化槽の適正管理の推進

基本施策3 維持管理に対する啓発・指導

基本施策4 浄化槽清掃業許可業者に対する指導・監督

(3) 維持管理に対する啓発・指導

浄化槽については、適切な維持管理を行うことにより法定の放流基準を守り、公共用水域の水質を保全しています。

そのため、浄化槽の適切な維持管理が行われるよう、浄化槽管理者及び使用者等に浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃の実施、法定検査の受検）を啓発・指導していきます。

(4) 浄化槽清掃業許可業者に対する指導・監督

浄化槽の適切な維持管理のためには、浄化槽管理者等と清掃業許可業者との連携が強く求められます。そのため、許可業者には清掃の適正な実施を指導・監督していきます。

基本方針3 し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理の推進

基本施策5 浄化センターでの処理

(5) 浄化センターでの処理

し尿及び浄化槽汚泥等については、今後も二見浄化センターで効率的な処理を行います。

3 次期計画の策定時期

この計画の次期見直しは令和8(2026)年度